

平成23年7月11日
水管理・国土保全局海岸室
港湾局海岸・防災課

**「設計津波の水位の設定方法等」について
～復興計画策定の基礎となる海岸堤防の高さ決定の基準～**

農林水産省及び国土交通省は、海岸堤防の計画・設計に必要となる「設計津波の水位の設定方法等」を別添1、2のとおり定め、海岸管理部局に通知しました。

現在、東日本大震災の被災市町村では復興計画づくりが進んでいますが、まちづくり計画の策定のためには、復旧が行われる海岸堤防の高さ(天端高)が明らかになっていることが重要です。

本通知では、痕跡高や歴史記録・文献等の調査で判明した過去の津波の実績と、必要に応じて行うシミュレーションに基づくデータを用いて、一定頻度(数十年から百数十年に一度程度)で発生する津波の高さを想定し、その高さを基準として、海岸管理者が堤防の設計を行うこととしています。

本通知は、中央防災会議専門調査会()中間とりまとめ「今後の津波防災対策の基本的考え方について」(6月26日)及び農林水産省及び国土交通省が設置した「海岸における津波対策検討委員会」(4月28日、6月27日開催、別添3)における議論を踏まえて、取りまとめたものです。

本通知において海岸堤防の高さ決定の基準が示されることにより、被災地における復興計画づくりが促進されることとなるものと考えています。

()中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」

問い合わせ先	農林水産省農村振興局防災課	課長補佐 野中 振 拳
		代表 03-3502-8111内線 5511
		直通 03-6744-2199
	農林水産省水産庁防災漁村課	課長補佐 森 健 二
		代表 03-3502-8111内線 6903
		直通 03-3502-5304
	国土交通省水管理・国土保全局海岸室	企画専門官 林 雄 一 郎
		代表 03-5253-8111内線 36322
		直通 03-5253-8471
	国土交通省港湾局海岸・防災課	課長補佐 大岡 秀 哉
		代表 03-5253-8111内線 46714
		直通 03-5253-8688